

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
9	栃木県

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】
			全国委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			97.2%
電話交換			89.2%
公用車運転			91.5%
学校給食(調理)			100.0%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	民間委託等について、今後検討予定	34.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	【参考】
					全国導入率
体育館	5	5	100.0%		93.7%
競技場 (野球場、テニスコート等)	15	14	93.3%	現在、1施設休止中であり、今後の施設の活用について検討中である。	89.5%
プール	4	4	100.0%		92.6%
海水浴場	0	0			60.0%
宿泊体養施設 (ホテル、国民宿舎等)	1	1	100.0%		100.0%
体養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0			96.7%
キャンプ場等	2	2	100.0%		98.5%
産業情報提供施設	0	0			53.1%
展示場施設、見本市施設	1	1	100.0%		97.7%
開放型研究施設等	1	0	0.0%	試験研究、相談業務が主であり、指定管理者制度導入のメリットがあまりないことから、直営による運営が適当である。	25.4%
大規模公園	9	9	100.0%		87.9%
公営住宅	71	19	26.8%	事業者の動向等を見極めつつ、条件が整ったところから地区単位で指定管理者制度の導入を進めている。	67.1%
駐車場	1	1	100.0%		75.6%
大規模霊園、斎場等	0	0			100.0%
図書館	2	0	0.0%	県内図書館の中核的な位置づけとなっており、市町村との調整・連携を図る上で直営による運営が必要である。 一施設は地元市町村への移管調整中である。	9.5%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	6	4	66.7%	県内公立美術館・博物館の中核施設という性質と、長期的展望を見据えた人材育成の観点から、直営であることが適切である。	49.1%
文化会館	1	1	100.0%		93.1%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	5	3	60.0%	青少年教育施設については、存廃に関して検討中である。	64.9%
特別養護老人ホーム	0	0			66.7%
介護支援センター	0	0			100.0%
福祉・保健センター	0	0			65.9%
児童クラブ、学童館等	1	1	100.0%		85.7%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)総務事務センター

設置状況	委託状況	【参考】											
設置済み	委託有	全国				設置率				委託率			
		95.7%	72.3%										
		対象部局		対象業務									
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計				
		○	○	○	○	○	○						

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(4)クラウド化

実施済み	【参考】	
	実施率(全国)	実施時期
	自治体クラウド	
	単独クラウド	
	0.0%	12.8%

実施予定	【参考】	
	実施率(全国)	実施予定時期
	自治体クラウド	
	単独クラウド	

検討中	【参考】	
	実施率(全国)	検討状況

未実施	【参考】	
	実施率(全国)	実施しない理由
		自庁設置型クラウドシステム構築を目指している。

(5)公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期	平成28年度
	○		

【参考】
策定割合(全国)
23.4%

(6)地方公会計の整備

作成済み	作成予定	作成完了予定年度	平成29年度
	○		

【参考】
作成割合(全国)
0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。